

沖ト協発第132号
令和2年12月9日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「自動車運送事業法（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）
の監査方針について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年6月10日付けで道路交通法の一部を改正する法律が公布され、妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則が令和2年6月30日付けで施行されたことを受け、今般、国土交通省より下記のとおり、関係通達が発出されました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、運転者に対する指導・教育を実施する等、「危険運転の防止」に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、下記の通達一覧に掲げる改正後の関係通達全文については、下記URL、または沖縄県トラック協会ホームページ（全日本トラック協会ホームページにリンク）から閲覧が可能です。

敬具

○通達一覧

1. 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について
2. 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について
3. 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について
4. 「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について

※上記通達は下記URLから閲覧できます。

https://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsutatsu_kaisei202011.html

※沖ト協HPからも閲覧可能です。 <http://okitora.or.jp/>

本件お問い合わせ先：(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL 098-863-0280